

## 佐倉市簡易修繕(営繕)工事参加者審査申請書

(宛先) 佐倉市長 西田 三十五

令和 8 年度において佐倉市が発注する簡易修繕（営繕）工事の参加者名簿への登載を希望するので、申請いたします。

申 請 業 種	希望する <u>業種</u> を別表 2 の 27 業種の内から記入して下さい。 (業種数の制限なし。複数可)
------------------	--

この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと、変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出すること、下記「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

また、参加者名簿に登載されたときは、申請した内容を公表されることに同意し、この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、市長が必要であると判断した場合は、市長が警察へ情報の提供及び照会することについて承諾します。

### 記

契約の相手方として不適当な者

1. 役員等（代表者、非常勤を含む役員、支配人、支店長又はこれらに相当する職の者及びその他経営に実質的に関与しているもの者。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定するものをいう。以下同じ。）であるとき
2. 役員等が、自社、自己もしくは第三者に不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

5. 役員等が、暴力団、暴力団員又は1から4に該当するものであることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき

郵便番号

住所又は所在地

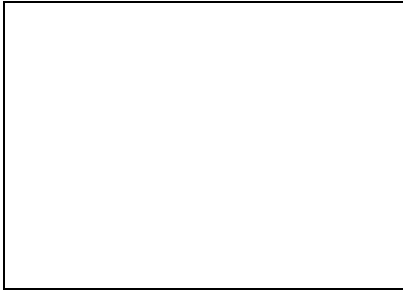
商号又は名称等

代表者名又は氏名

実印

営業状況カード

(甲)

申請者	フリガナ						
	商号又は名称						
	フリガナ						
	代表者名又は氏名 住所又は所在地						
	電話番号		F A X				
<p>◎佐倉市に見積や請求又は、契約をする場合に使用する印鑑を押印してください。                  (実印でなくても可) 使用印は、代表者又は個人が特定できる印を押してください。                  社印のみではお受けできません。</p> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;">  </div> <p style="text-align: center;">使用印</p>							
消費税及び地方消費税課税状況				課税・免税 (どちらかを○で囲んでください)			
営業年数	創業	現組織へ変更	合計年数	従業員数	事務	技術	合計
	年	年	年		人	人	人
資本金		年間実績高 (全売上高)		希望業種前年度実績高合計			
円		円		円			
仕事内容							
技術者経歴	◎取得している資格又は免許等があれば記入してください。						
	氏名	資格又は免許等の名称	取得年月日	経験年数(年)	生年月日		

(乙)

過去2年間の主な受注実績			
発注元	契約名称(受注内容)	請負代金(円)	完成年月日

※上記受注実績の契約書、請書又は請求書等の写しを添付すること。

事務所等の位置図（略図）



※事務所等の位置図は、別添可とする。

## 佐倉市簡易修繕(営繕)工事参加者審査申請書等変更届

(宛先) 佐倉市長

住所又は所在地

商号又は名称等

代表者名又は氏名

実印

先に提出いたしました、 年度参加審査申請書の記載事項を下記のとおり変更しましたので、関係書類を添えてお届けします。

### 記

変更事項	変更後	変更前	変更年月日

- (1) 商号又は名称 (2) 組織 (3) 代表者 (4) 所在地 (5) 電話番号  
(6) 実印 (7) 使用印 (8) 許可(登録)更新 (9) その他

(必要添付書類)

- ・ 登記事項証明書又は住民票抄本(写可) … (1) (2) (3) (4) の変更の場合
- ・ 印鑑証明書(正本) … (1) (2) (3) (6) の変更の場合
- ・ 許可(登録)証明書(写可) … (1) (2) (3) (4) (8) の変更の場合